

第2回（仮称）えんがる町民センター建設検討協議会管理部会会議録

- 日時 平成29年6月23日（金）午後3時00分
- 場所 遠軽町役場 3階 大会議室
- 出席者 別紙のとおり
- 会議内容

1 開会

進行：地域拠点施設準備室今井

2 議題

（1）（仮称）えんがる町民センターの管理運営について

進行：宮崎部会長

説明：地域拠点施設準備室今井

説明要旨
<p>（事務局）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第1回会議で配布した（仮称）えんがる町民センターの管理についての修正版を今回配布している。・ 前回の会議で「活性化につながるソフトの開発について」検討事項に入っていないという指摘があり、ソフト事業提案の項目を加えている。・ 中心市街地に新たなにぎわいを生むとともに、将来に亘って町民センターによる活性化を図るため、自主文化事業等に係る企画提案を行うことについて追加している。・ （仮称）えんがる町民センター建設に伴うアンケート調査集計結果については、社会教育団体に対して実施したアンケートの集計結果をまとめたものである。・ 58団体のうち42団体から回答があり、各団体の主な活動場所や1ヶ月間の活動日数、時間帯や活動場所の広さ、大会や発表会の開催の有無、町民センターを利用するか等について記載している。・ 施設に関しては、各団体からの希望や活動状況を踏まえ、さらに調整を行うこととし、使用料に関する意見なども参考にしながら、今後の検討に活かしていく。

【意見】

発言者	内容
宮崎部会長	アンケート結果について、何か意見はありませんか。
本田委員	アンケートを行ったのは、福祉センターや町の施設を使っている団体だけでしょうか。
事務局	社会教育課で発行している「なななんと情報」に掲載されている社会教育団体についてアンケートを行いました。活動場所は自宅を使っていたり、各地域の施設を使っていたり様々です。
本田委員	自宅から町民センターに変更したいという団体へ、再度、聞き取りは行うのでしょうか。

事務局	アンケート調査は今回限りと考えており、各団体には施設の概要が固まり次第、周知を図りたいと思います。
-----	---

説明要旨	
(事務局)	<ul style="list-style-type: none"> （仮称）えんがる町民センター管理運営検討シートは第1回管理部会での意見を反映したのものとなっている。前回の会議での意見や決定事項、その内容に対する課題を記載しており、委員の皆様の意見をいただきたい 施設運営の休館日の決定事項として、年末年始の12/31から1/5までとし、施設メンテナンスのため、臨時休館することがあり、管理者が休館日を設定できるようにするなど、フレキシブルな対応の必要性について課題を記載している。 例えば、管理者が必要と認めるときには、年末年始の休館日を変更することができるようにしておく必要があると考えるものである。

【意見】

発言者	内容
本田委員	12/31から1/5以外でも何かの時に休むということですね。
事務局	逆に、消防の出初式など、正月に開館することも考えられます。
藤江委員	12/31から1/5以外では、災害時や選挙などの際も考えられます。
アドバイザー	選挙などは徹夜の作業も考えられますし、K i t a r aでは年越しコンサートを開催しています。フレキシブルにしておいた方が、有益だと思います。
宮崎部会長	余裕を持たせた方が良いということですね。
事務局	12/31から1/5を基本として、それ以外でも管理者が認める場合は、臨時的に休館することや、逆にその期間に開館することも可能とするように、柔軟性を持たせるということです。
事務局	開館時間については、9時から22時というホールが多く、準備や片付け等を考慮して、前後1時間ずつ余裕を見て、9時から21時として考えていますが、時間外利用や延長を含めて、いかがでしょうか。
井上委員	一般的には、例外はないのではないのでしょうか。
アドバイザー	例えば、劇団四季が来たとしたら、22時には片付けは終わりません。また、ロックコンサートでは大きなトラックが何台も来て、こちらも22時には終わりません。あまりに厳しくしてしまうと、そういうものを見たり聞いたりできないということになってしまうので、基本は9時から22時としながらも、町民のことを考えることも必要ではないのでしょうか。
大西委員	時間外の利用については、事前に申請して許可を得て、その時間内に終わらせるようにすれば良いと思います。
アドバイザー	料金についても、時間外利用分を直近の時間帯に合わせて、加算するような形が良いと思います。また、大雪など悪天候時の荷物の搬出の際には、多少、時間の融通がきくような体制であれば、喜ばれると思います。
大西委員	突発的な事情の際には、認めざるを得ないということですね。

アドバイザー	中には厳格に時間の管理をしているホールもありますが、ある程度の融通がきかないと、もう来たくないホールになってしまう可能性もあり、狭い業界なので、そういった情報はすぐに広がります。
宮崎部会長	表現の仕方が難しいですが、柔軟に対応していくということですね。
大西委員	当初から時間外の使用を申請する場合と、特別な事情により延長する場合があるという二通りが考えられます。
アドバイザー	搬入口の位置によっては苦情が来ることもあり、考えていかなければなりません。
伊藤委員	条例の文言の整理をしなければなりません、携わる人が柔軟に対応できるように、行政からの口添えも必要だと思います。
事務局	窓口受付については、午前10時から午後5時までということですが、管内のホールでは、開館時間と同じ9時から受付としているところが多いと思われるかもしれませんがいかがでしょうか。
大西委員	窓口に職員がいるのであれば、受付をしても良いのではないのでしょうか。
事務局	都市部では9時から9時半に集まっていたいて、10時から抽選ということも行っているようです。
大西委員	こちらでは、あまりないと思います。
宮崎部会長	受付時間は9時から17時ということで、良いのではないのでしょうか。
村上委員	開館時間のところで、予約が何も入ってなくても、22時まで開館しているものなのではないでしょうか。22時まで開いていると思って、展示物を見ようと訪れても、17時に閉まっていたなどにならないように、どのようにすれば良いのでしょうか。
アドバイザー	私が携わっているところは、何も無いときは札を掲示して閉館を周知しています。学生の試験前などは、20時まで開けたり、臨機応変に対応しています。
村上委員	条例では臨機応変な曖昧なものは、なかなかできないと思います。
アドバイザー	条例で決めなくても始まってしまえば、苦情は来ないと思います。
大西委員	ある程度、決めておく必要はあると思います。例えば、展示物は9時から18時まで見ることができる、といった事が考えられます。
宮崎部会長	会議などは、結構遅くまでやることがありますよね。
藤江委員	福祉センターは、当初はかなり厳格にやっていましたが、苦情が多かったようです。センターそのものの時間と、中の部屋の時間を分けて考える必要があるのではないのでしょうか。
アドバイザー	意識的には9時から21時で、22時までに出ていただければ大丈夫という考え方だと思います。準備の時間は含まれないと思っている方もいますので、運営との認識の違いが生じることがあります。
伊藤委員	準備と片付けの時間の料金の考え方は、どのようになるのでしょうか。
アドバイザー	例えば、8時半以降であれば料金を取らないだとか、21時以降は22時までに出れば料金を取らないといったやり方も考えられます。
本田委員	当日にどうしても練習したい時、空いていれば借りられるのでしょうか。

大西委員	基本的には事前の申請が必要ですが、臨機応変に対応できると良いと思います。
宮崎部会長	何もやっていない時の対応についても、考えなければいけません。
井上委員	この施設がどういう施設かによって変わると思います。誰でも気軽に立ち寄れる場所であれば、当日、何をやっているのかわからないようでは困ります。
伊藤委員	職員の勤務体制も考えなければなりません。
大西委員	朝の時間帯は決まってくると思います。それを想定して企画しなければなりません。管理側も大変だと思います。
アドバイザー	開館時間については、駅のロビー替わりに利用する方もいるということも考えると、何もなくても20時までには開けておくことが良いのかもしれない。
宮崎部会長	にぎわい創出機能ということもあり、真っ暗になるということのもうなのでしょうか。
大西委員	展示物もあるので、設定した方が良いと思います。
アドバイザー	砂川のホールは駅に直結しており、学生の勉強での利用や、一般の方のトイレ利用などがある。会議室での打合せが終わってから、ロビーで引き続きという使い方も見られます。
井上委員	湧別は22時まで開いていますが、誰も使わなくても22時まで開いているのも不経済な気がします。
村上委員	22時は遅い気もしますが、開いているからこそ人が入るといったこともあると思います。そのように前向きに考えた方が、にぎわい創出の観点でも、良いのではないのでしょうか。
井上委員	方向性としては21時くらいでしょうか。
事務局	JRの発着の時間も含めて、考える必要があると思います。
宮崎部会長	21時という意見が多いですが、JRやバスの時間を含めて、検討したいと思います。
井上委員	常に誰かが使っているような施設が良いと思います。
事務局	申請方法について、電話又は窓口で希望日の空き状況を確認し、窓口で申請するとしていますが、郵送やFAXによる申請は必要ないかどうか、仮予約の有無は必要ないかどうかについては、いかがでしょうか。 また、申請時に料金の一部を納入させなくてよいか、前納制とする場合には、利用日の何日前までに納入するか、といったことの検討も必要です。
大西委員	吹奏楽など定期的に決まっているものは、町民センター側で事前に調べて、利用者はそのスケジュール表を見ながら、空いている日を探して予約をするような形になるかと思います。
本田委員	湧別では、日曜にコンサートがある場合、その直前の週が準備のため全て使えないということがあります。大きなイベントがあると、そのようなことが発生します。
宮崎部会長	郵送やFAXでの受付については、いかがでしょうか。

アドバイザー	<p>これまで窓口での受付が主流でしたが、これからはネットでの受付も含めて、対応していかなければならないと思います。また、予約状況なども情報開示する流れが進んでいます。</p> <p>準備のため使えないというのは、技術者が限られているため、仕込みに時間がかかるからだと思います。都心部では技術者が多くいるので、直前の準備で対応できますが、こちらはなかなかそうはいかず、どれくらい技術者を確保できるかということになります。</p>
伊藤委員	使用料の徴収の問題もあります。
宮崎部会長	料金を納めた段階で、予約成立となるのではないのでしょうか。
村上委員	文書が届いた段階では、仮予約ということですね。
伊藤委員	実際には使わないかもしれないけれど、部屋を押さえるということがあると思います。結局、全ては使わないとなった時に、本当に使いたい人が使えないことになるので、前納制が必要になるのではないのでしょうか。
村上委員	料金については、受付で瞬時に判断することが難しいこともあると思います。申込みの内容によっては、ワンクッション置く必要もあるかもしれません。
宮崎部会長	こういった手続きを踏むかについても、絡めて考えなければなりません。
アドバイザー	そういう基準は、地域の劇場の場合はだんだん緩くなるし、緩くなった方が良いとも思います。料金も会費が集まってからでないといえないということも多いので、町民については後から納めるということも良いのではないのでしょうか。
本田委員	キャンセル料も考えなければなりません。
アドバイザー	<p>例えば、6か月前なら無料、3か月前なら半額、1週間前なら全額、などの設定が必要になると思います。</p> <p>また、このホールがオープンする頃は、インターネット予約が普通になっていると思います。</p>
宮崎部会長	窓口で受付する際、料金はどうするのが良いのでしょうか。
アドバイザー	窓口に申請があって、審査をして、大丈夫であれば半額納入いただくのが普通だと思います。いつも利用する知っている団体などは、お互いの信頼関係で、対応ができるのではないのでしょうか。
本田委員	他の町ではその都度ではなく、領収書の発行の関係で、後からまとめて納入を依頼されることもあります。
アドバイザー	将来的にはネットやカード決済もあると思います。
村上委員	受付の人には判断する権限がないと思うので、2回は足を運んでもらうことになるのでしょうか。顔なじみの団体は1回でとなると不公平が生じます。
伊藤委員	物販や興行の場合も2回くる必要があると思います。また、減免の問題も出てきます。
事務局	原則として料金表ができて、減免される団体も決まってくると思います。基本的に、料金表に載っているものについては、申請したその場で料金を納めてもらうようになると思います。ネットについても、まずは、いつどこが

	空いているかを確認できるシステムを作る必要があります。将来的には、ホテルの空き部屋検索のように、その月の空き状況を見て予約するようなイメージが良いかと思います。それにより、何回も足を運ぶ必要がなくなります。
アドバイザー	政治団体や宗教団体など、中には名前を変えて怪しい商売をしていることもあるようなので、初めてのところはその判断のためにも、やはり窓口に来てもらうことは、必要だと思います。
宮崎部会長	郵送やFAXでの申請についてはいかがでしょうか。
事務局	空き状況を確認してもらった上での申請となると思います。
大西委員	オープン時期を考えると、インターネットに関するソフト開発をしていかなければなりません。
事務局	例えば平成33年10月のオープンであれば、その年の4月から受付を開始するといったことも、あり得るかもしれません。
村上委員	インターネットもありながら、従来の紙での申請もあるといった形ですね。
大西委員	町外からの申請について、ネットでの申請ができないとか、防御策も考えないといけないと思います。
アドバイザー	料金表などには、「公序良俗に反するものは禁止」などといった文面が必要になります。
事務局	文章化の細かい部分は、こちら側で今後まとめます。
井上委員	早い者勝ちなのか抽選なのか、受付順となれば、時間差によって変わってくると思います。
村上委員	電話で確認した時は空いていても、郵送で届いたときは負けてしまうということが出てきます。
伊藤委員	とにかく最終的には来てくださいということですね。
宮崎部会長	料金についてはいかがでしょうか。
村上委員	窓口での判断が心配です。その場では難しいのではないのでしょうか。木楽館でも微妙な申請があり、即答できないことがあります。減免の問題もあり、難しい部分です。
井上委員	お金を払わなければ受付されないというのも、考え物だとは思いますが。
宮崎部会長	会費を集めてからでないと、払えないということも考えられますね。
事務局	大ホールを長期間使う場合などは、金額も大きくなるため、後から納入するというところもあると思います。それ以外は待つこともないような気がします。
宮崎部会長	原則、受付時に料金をいただくということで進めたいと思います。
藤江委員	他の施設で、夏と冬の料金を分けて設定している事例はあるのでしょうか。
アドバイザー	古い劇場では、別に冷暖房費を取っているところもありますが、非常に無駄だと思います。自由に使って良い、一律の料金設定が良いのではないのでしょうか。
宮崎部会長	料金の中身については、後ほど入りたいと思います。
事務局	申請時間については、受付時間と同様に午前9時から午後5時までという

	<p>ことで整理します。</p> <p>情報提供については、インターネットや館内掲示板で施設の空き状況やイベントを確認できるようにするとしておりますが、課題としては、インターネットで情報を表示する際には使用団体が特定されないような配慮が必要と思われる。また、館内の掲示板は誰でも操作しやすい簡易なものとする必要があると考えます。</p> <p>利用決定方法は先着順としていますが、申請方法と関連する部分であり、一旦、整理したいと思います。</p> <p>申請時期については、1年前の月初めから受付を開始するとしておりますが、全室が同一の申請時期とするか、また、予約期限は利用日の何日前までの設定とするかについて、意見をいただきたいと思います。</p>
藤江委員	2年も3年も前からということではなく、1年前からという線引きですね。
伊藤委員	K i t a r aでは2年前から受付が可能なようです。
アドバイザー	ものによりますが、全国的な学会や海外の指揮者を招いての演奏会などは、2年前から受付をしているようです。
井上委員	1年前の月初めということであれば、混み合う可能性があるということですね。
本田委員	紋別も並ぶようです。
伊藤委員	丸々、1年前でも良いのではないのでしょうか。その方が分散されるような気がします。
村上委員	月初めに混み合うと、事務が大変にならないのでしょうか。
アドバイザー	殺到するぐらいになれば嬉しいことです。月初めは事務が大変かもしれませんが、逆に予定が立てやすく決裁も取りやすいということもあります。
宮崎部会長	当初のとおり、1年前の月初めから受付開始とします。 予約の期限については、いかがでしょうか。
村上委員	大ホールは特別に設けて、他の会議室などは空いていれば前日までといった形が良いのではないのでしょうか。
事務局	当日の受付については、いかがでしょうか。
本田委員	大ホールも、空いていればステージだけ借りられたりすると、とても助かります。融通が利くと良いと思います。
宮崎部会長	大ホールは7日前、その他は当日でも可ということで良いのでしょうか。
伊藤委員	ステージだけの利用はどのようなことでしょうか。
アドバイザー	緞帳を下ろして、会議を行ったりすることもあります。
本田委員	他のホールでは、大ホールをすべて使うより料金も安く、使い勝手が良いです。
アドバイザー	空いていれば使わせるような、劇場の臨機応変な対応が必要となります。

説明要旨

(事務局)

- 別紙1の資料(仮称)えんがる町民センターの使用料設定等に係る検討について
- 1 使用料の基本について、公共施設の使用料は、施設に係る「原価」と「受益者負担」などの基本的な考え方を整理したうえで算定している。
 - (1) 使用料原価の算定方法は、原価の対象として受益者が負担すべき経費と原価の対象外である公費により負担すべき経費について①と②に区分して、「原価」を算定することとなる。
 - (2) 使用料の受益者負担割合は、①の性質別分類の基準では、アのサービス内容が公的(公共性)か私的(私益性)かによる区分では、基準1の公的(公共性)サービス、基準2の私的(私益性)サービスなのかということでは、町民センターは基準1の公的サービスに位置づけられる。
 - イのサービス内容が基礎的か選択的かによる区分では、基準3の基礎的サービス、基準4の選択的サービスなのかといえ、町民センターは基準4の選択的サービスに位置づけられると思われる。
 - この基準を図にしたものを掲載しているが、町民センターについては、第2領域が基準1と基準4に該当するので、公費負担を50%、受益者負担についても50%となる。
 - (3) 使用料の設定(案)は、(仮称)えんがる町民センターの1室当たりの使用料についてであり、使用料の原価は、施設の規模・機能や施設管理者によって金額が異なるので、これらの要件が決定するまでは、算出することはできないので、概ね、今年の12月頃までには、原価を算出したいと考えている。
- 受益者負担割合については、50%として、さらに勘案事項として、遠軽町福祉センターの使用料や青少年会館の使用料のほかに、オホーツク管内における類似施設の使用料なども勘案しながら算定したいと考えており、具体的な金額については、今すぐに算出するものではないということを理解いただきたい。
- 2 使用料の減免について、町内の公共施設を社会教育関係団体や社会福祉関係団体などの公共的又は公益的団体が使用する際には、その活動を支援するため、使用料の減額又は免除を行っている。
 - 施設の維持管理に要する経費の大半については、町税という形で町民の皆様が負担しており、「受益者負担の原則」に基づいて、「施設を使用する者」と「施設を使用しない者」との公平な負担を図ることとし、「遠軽町使用料減免規定運用指針」に基づいて検討するもの。
 - (1) 減免規定運用は、団体の日常的な活動については、使用料の8割を減額しているが、その内容としては、①は使用料を全額免除する場合には、町や国、道などが主催又は共催して事業を行う場合と、減免団体が主催、共催する総会、大会などの事業を行う場合となっております。
 - ②の使用料を8割減額する場合は、減免団体が主催、共催して、日常的な活動を行うもので、社会教育又は社会福祉の向上など、公共性、公益性があると認められる場合に減額している。
 - ③の冷暖房料については、①のア以外の活動でも減免の対象とはしていない。例えば、福祉センターは使用料の5割増の額が冷暖房料としている。

- 減免に関して、社会教育団体については、遠軽町文化連盟に加入している団体が公共施設で活動を行う場合には、使用料を8割減額している。また、小・中学校、高校に関しては全額免除としている。
- 近隣の文化センターにおいても、減免規定はそれぞれで定めているが、遠軽町の8割減額というのは、他の町と比較すると、受益者の負担は少ないものとする。
- 社会教育団体でみると、湧別は5割減額、紋別は4割減額、北見は3割減額、美幌は年に1回のみ9割減額で2回目以降は5割となっている。
- 基本的には、「遠軽町使用料減免規定運用指針」に基づき規定したいと考えているが、意見を欲しい。

【意見】

発言者	内容
本田委員	料金自体は他の町に比べて遠軽町は高いと感じます。高いから他の町に行くというのが現状だと思います。
大西委員	減免の対象となる団体の区分けが、きちんとされると良いと思います。
本田委員	減免の割合を他の町村と合わせて、まともに払っている方たちとのバランスを見て、不公平にならないようになれば良いと思います。
大西委員	他の町と比較しながら、相対的に考えるのが良いと思います。
事務局	利用料金は施設の面積に応じて算出しますが、減免は自治体によってバラバラなので参考になるかわかりませんが、使用料と減免含めて、案を出したいと思います。 また、利用区分について、砂川市や湧別町のホールの資料を添付していますが、稼働率や利便性、経済性を考えて時間単価で貸し出しているケースが多いようです。
アドバイザー	ホールや劇場の利用料金は、50年以上前に午前・午後・夜間の区分が生まれました。それを色々なところで真似し合っ、今まで続いているところが多いです。砂川はそれを変えようと、時間単位の料金にしました。管理する側は最初だけ大変でしたが、利用者には好評です。
本田委員	時間単位での利用ができると、非常に助かります。少し空いている時間があれば、入れるというのが良いと思います。
藤江委員	ここでの設定が、町内の他の施設にも影響が出てきますので、行政側の負担も考えなければなりません。
事務局	条例改正すれば良いのですが、現状、時間単位の貸し出しは行っていません。市民センターに限って、時間単位にするという方法もあると思います。
藤江委員	平成19年に利用料の改定をしたときに、一斉に利用率が下がったことがありました。
事務局	合併をして行政改革で見直しをしました。しかし、消費税が8%に上がるタイミングでは、稼働率を考慮して料金を上げませんでした。来年度、また上がる予定ですが、見直しが必要になると思います。
宮崎部会長	利用区分は、時間単位での設定ということとします。

3 次回の日程について

説明要旨
<ul style="list-style-type: none">・ 次回は7月19日（水）午後6時から全体会議を予定している。

4 閉会

（午後5時10分閉会）

第2回（仮称）えんがる町民センター建設検討協議会管理部会出席者名簿

区分	氏名	団体名等	備考
委員	宮崎良公	遠軽町自治会連絡協議会	部会長
委員	村上武志	えんがる町観光協会	
委員	本田ちづ子	ダンス教室 ami:φアミ	
委員	藤江昭	遠軽町社会福祉協議会	
委員	井上幸次	北見地区吹奏楽連盟遠軽支部	
委員	伊藤栄三	元遠軽町文化センター等を考える会会長	
委員	大西定信	元遠軽町文化センター等を考える会委員	
委員	清水川一儀	一般公募、連合遠軽	
アドバイザー	太田晃正	有限会社時円プランニング代表取締役	
事務局	加藤俊之	総務部長	
事務局	斉藤隆雄	総務部地域拠点施設準備室長	
事務局	今井昌幸	総務部地域拠点施設準備室参事	
事務局	安西一樹	総務部地域拠点施設準備室主任	
事務局	中川原英明	総務部地域拠点施設準備室	
コンサルタント	株式会社石本建築事務所札幌支所		2名
コンサルタント	日本都市設計株式会社		1名
計	17名		

欠席：平野由美子委員（フラスタジオ・UEDA）